

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 次期中長期目標の策定

令和4年2月2日  
原子力規制庁

### 1. 背景

通則法<sup>1</sup>第35条の4第1項及び第2項に基づき、主務大臣<sup>2</sup>は次期中長期目標期間（令和4年度から令和10年度まで）における中長期目標を本年度内に策定する必要がある。[参考1](#)

また、独立行政法人の目標の策定に関する指針（総務大臣決定）に基づき、主務大臣は中長期目標策定時には適切な評価軸を設定するとともに、評価軸と関連する指標等として、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）を示すこととなっている。

中長期目標等の策定に当たっては、通則法第35条の4第3項に基づく総務省の独立行政法人評価制度委員会及び機構法<sup>3</sup>第25条に基づく原子力委員会への意見聴取に先立ち、通則法第35条の4第4項に基づき、JAEA部会<sup>4</sup>から意見聴取しなければならない。[参考2](#)

その後、主務大臣はJAEA<sup>5</sup>に対して次期中長期目標を指示する。これを踏まえて、JAEAは次期中長期計画を作成し、通則法第35条の5第1項及び第2項に基づき、主務大臣の認可を受けなければならない。

### 2. 原子力規制委員会共管部分への対応

#### 2. 1. JAEA部会への意見聴取結果を踏まえた修正

令和3年度第43回原子力規制委員会（令和3年11月2日）において、次期中長期目標案及び評価軸と関連する指標案（原子力規制委員会共管部分）を、通則法第35条の4第4項に基づき、JAEA部会への意見聴取を行うこととした。[参考3](#)

JAEA部会における意見聴取結果は[別添1](#)のとおりとなったことから、次期中長期目標案及び評価軸と関連する指標案（原子力規制委員会共管部分）を[別紙1](#)及び[別紙2](#)のとおり修正した。上記意見聴取結果を踏まえた修正点

<sup>1</sup> 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

<sup>2</sup> 文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会

<sup>3</sup> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）

<sup>4</sup> 原子力規制委員会国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会

<sup>5</sup> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

は別添2のとおりである。

## 2. 2. 総務省の独立行政法人評価委員会及び原子力委員会への意見聴取

次期中長期目標案及び評価軸と関連する指標案について、通則法第35条の4第3項に基づき総務省の独立行政法人評価制度委員会に、また機構法第25条に基づき原子力委員会に対して意見聴取することとしたい。(原子力規制庁専決事項)

## 2. 3. 財務大臣への協議

次期中長期目標案及び評価軸と関連する指標案について、通則法第67条第2号に基づき、財務大臣に対して協議したい。(原子力規制委員会決裁事項)

財務大臣への協議に当たって、原子力規制委員会共管部分について、別紙1及び別紙2から協議する内容に変更が無い場合は、本日の議論をもって原子力規制庁専決としていただきたい。

## 3. 原子力規制委員会共管部分以外への対応

令和3年度第43回原子力規制委員会(令和3年11月2日)及び令和3年度第45回原子力規制委員会(令和3年11月17日)の審議結果に基づき、原子力利用における安全の確保に関して専門的知見に基づき中立公正で独立した立場から、次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項を文部科学省及び経済産業省に伝えた。参考4

文部科学省及び経済産業省においては、上記を踏まえて次期中長期目標案及び評価軸と関連する指標案を作成し、国立研究開発法人審議会において審議されたところ。参考5

#### 4. 今後の予定

年月	中長期目標策定	中長期計画認可
令和4年 2月中旬	総務省独立行政法人評価委員会及び原子力委員会に意見聴取 財務大臣へ協議	
2月下旬	主務大臣からJAEAに次期中長期目標を指示	
3月上旬		JAEAから主務大臣に次期中長期計画を提出 原子力規制委員会定例会合において、次期中長期計画（原子力規制委員会共管部分）を審議
3月下旬まで		財務大臣へ協議
3月下旬		主務大臣が次期中長期計画を認可

#### <別紙、別添、参考>

- 別紙1 次期中長期目標案（原子力規制委員会共管部分）
- 別紙2 評価軸と関連する指標案（原子力規制委員会共管部分）
- 別添1 原子力規制委員会国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会第17回会合議事概要
- 別添2 原子力規制委員会国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会への意見聴取結果を踏まえた修正点
- 参考1 独立行政法人通則法（抄）
- 参考2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（抄）
- 参考3 令和3年度第43回原子力規制委員会（令和3年11月2日）資料2の抜粋
- 参考4 文部科学省及び経済産業省宛て事務連絡文書（令和3年11月17日）
- 参考5 第22回文部科学省国立研究開発法人審議会（令和3年12月22日）資料6-2

## 次期中長期目標案（原子力規制委員会共管部分）

### IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

#### 7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進

機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以下の業務を進める。

##### (1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのため安全研究

原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。

そのため、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、原子力規制委員会からの技術的課題の提示、技術支援の要請等を受けて、原子力の安全の確保に関する事項（国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関する事項を含む。）について安全研究を行うとともに、同委員会の規制基準類の整備等を支援する。

また、同委員会の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。さらに、原子力規制委員会を支援できる高い見識を有する人材の育成を目的とした体制を構築し、強化する。

##### (2) 原子力防災等に対する技術的支援

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援を行う。また、関係行政機関及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。特に、緊急時モニタリングに係る技術開発、研修、訓練、モニタリング情報共有・公開システムの運用及び高度化並びに線量評価等の研究開発を行う。そのため、原子力緊急時支援・研修センターに中核人材を配置し、体制を強化する。

## 評価軸と関連する指標案（原子力規制委員会共管部分）

### IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とその他のための安全研究の推進	①組織を区分し、実効性、中立性及び透明性を確保した業務ができているか。	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制支援業務の実施体制（評価指標）</li> <li>・審議会における審議状況、答申の業務への反映状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値（モニタリング指標）</li> </ul>
	②安全を最優先とした取組を行っているか。	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況（評価指標）</li> <li>・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況（評価指標）</li> <li>・トラブル発生時の復旧までの対応状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的災害、事故・トラブル等発生件数（モニタリング指標）</li> </ul>
(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とその他のための安全研究	③安全研究の成果が、国内外の最新知	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際水準に照らした安全研究成果の創出状況（実験データ</li> </ul>

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
	見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・の取得・活用、解析コードの開発・改良等) (評価指標)</li> <li>・国内外への安全研究成果の発信状況 (評価指標)</li> <li>【定量的観点】</li> <li>・論文公表数(掲載誌のインパクトファクターを併記)、報告書数、表彰数、招待講演数等 (モニタリング指標)</li> </ul>
	④技術的支援及びそのための安全研究が原子力安全規制に関する技術的課題や国内外の要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【定性的観点】</li> <li>・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況 (評価指標)</li> <li>【定量的観点】</li> <li>・創出した安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数 (評価指標)</li> <li>・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数 (評価指標)</li> <li>・原子力施設等の事故・故障の原因究明及びこれの原子力安全規制行政への反映に係る支援件数 (評価指標)</li> </ul>
	⑤人材育成のための取組が十分であるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【定性的観点】</li> <li>・我が国の原子力安全規制行政を高い見地から支援できる人材を輩出することを目的とした計画的な人材育成への取組状況 (評価指標)</li> <li>・規制機関等の人材の受入れ・育成状況 (評価指標)</li> <li>・規制機関等への人材の派遣状況 (評価指標)</li> </ul>

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、研究機関、学会等との連携による人材育成への取組状況（評価指標）</li> <li>【定量的観点】</li> <li>・若手研究者による論文公表数（掲載誌のインパクトファクターを併記）、国内/国際学会での発表件数、表彰数等（モニタリング指標）</li> </ul>
(2) 原子力防災等に対する技術的支援	<p>⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合し、対策の強化に貢献しているか、また、原子力災害時における緊急時モニタリング等の技術力の向上と必要な体制強化・維持に取り組んでいるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【定性的観点】</li> <li>・原子力災害時等における人的・技術的支援状況（評価指標）</li> <li>・我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況（評価指標）</li> <li>・原子力防災分野における国際貢献状況（評価指標）</li> <li>・原子力災害への支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況（評価指標）</li> <li>【定量的観点】</li> <li>・機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数（評価指標）</li> <li>・国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数（モニタリング指標）</li> <li>・国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数（モニタリング指標）</li> </ul>

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会  
日本原子力研究開発機構部会 第17回会合 議事概要

1. 期 間：令和3年12月21日（火）～12月22日（水）
2. 部会要領：書面審議
3. 議 題：  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標及び評価軸等案（原子力規制委員会共管部分）に関する御意見の取りまとめについて
4. 配布資料：  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標及び評価軸等案（原子力規制委員会共管部分）に関する御意見の取りまとめ案
5. 概 要：  
当該部会は、次期中長期目標及び評価軸等案（原子力規制委員会共管部分）に関する意見の取りまとめについて審議した。



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標及び評価軸等案  
 (原子力規制委員会共管部分) に関する御意見の取りまとめ (審議結果)

○次期中長期目標案 (原子力規制委員会共管部分)

中長期目標	御意見の取りまとめ
<p>○. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進</p> <p>機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以下の業務を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特段の御意見はありません。</li> </ul>
<p>(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのための安全研究</p> <p>原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。</p> <p>このため、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、原子力規制委員会からの技術的課題の提示、技術支援の要請等を受けて、原子力の安全の確保に関する事項 (国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関する事項を含む。) について安全研究を行うとともに、同委員会の規制基準類の整備等を支援する。</p> <p>また、同委員会の要請を受け、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時には原子力規制委員会/原子力規制庁に対して原子力施設の安全性の向上に係る課題をフィードバックし、また緊急時には原子力規制委員会/原子力規制庁を必要な助言を与えることが可能な、広く原子力安全全般に関して技術的に高い見識を有する人材の育成について書き加えていることは適切である。</li> <li>● 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「JAEA」という。) を原子力規制委員会/原子力規制庁の「技術的なパートナー」とみた上で、原子力規制委員会/原子力規制庁から提示する技術的課題の検討のみならず、国内唯一の原子力の国立研究開発法人としての力量を活かし、JAEA は原子力規制委員</li> </ul>

中長期目標	御意見の取りまとめ
<p>原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。</p> <p>さらに、原子力規制委員会を支援できる高い見識を有する人材の育成を目的とした体制を構築し、強化する。</p>	<p>会/原子力規制庁のみでは補えない新知見の収集や分析も行うべきである。中長期目標では「技術支援の要請」に含まれるが、中長期計画においてはこの論点を明示的に記載してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材育成は重要である。安全研究は学術研究と異なったベクトルを持っているものの、国立研究開発法人に所属している、特に若手研究者が学術的にも成果を出し続けられるよう、原子力規制委員会/原子力規制庁も配慮をお願いしたい。具体的には、学術論文（あるいはその草稿）を引用することで成果報告書とすることを可能とする、学会発表を積極的に成果として認めて推奨するなどが考えられる。</li> </ul>
<p>(2) 原子力防災等に対する技術的支援</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援を行う。</p> <p>また、関係行政機関及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。特に、緊急時モニタリングに係る技術開発、研修、訓練、モニタリング情報共有・公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急モニタリングの体制強化が適切に記載されている。</li> <li>● 原子力災害と一般的な災害は異なる側面も多いが、対応において共通する側面も多い。そこで、原子力災害時における対応能力を高めるため、一般的な防災の対応に参加することを検討してはどうか。</li> </ul>

中長期目標	御意見の取りまとめ
<p>システムの運用及び高度化並びに線量評価等の研究開発を行う。</p> <p>このため、原子力緊急時支援・研修センター（NEAT）に中核人材を配置し、体制を強化する。</p>	

○評価軸と関連する指標案（原子力規制委員会共管部分）

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	御意見の取りまとめ
○. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため の安全研究の推進	①組織を区分し、実効性、中立性及び透明性を確保した業務ができているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制支援業務の実施体制（評価指標）</li> <li>・審議会における審議状況、答申の業務への反映状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値（モニタリング指標）</li> </ul>	● ①の評価軸に関して定量的観点を書き加えられたことは適切である。
	②安全を最優先とした取組を行っているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況（評価指標）</li> <li>・安全文化醸成</li> </ul>	

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	御意見の取りまとめ
		<p>活動、法令等の遵守活動等の実施状況 (評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラブル発生時の復旧までの対応状況 (評価指標)</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的災害、事故・トラブル等発生件数 (モニタリング指標)</li> </ul>	
(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのため の安全研究	③安全研究の成果が、国内外の最新知見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際水準に照らした安全研究成果の創出状況（実験データの取得・活用、解析コードの開発・改良等）（評価指標）</li> <li>・国内外への安全研究成果の発信状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文公表数、報告書数、表彰数、招待講演数等（モニ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ③の定量的モニタリング指標について、以下の観点を追加することを検討してはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・（国内/国際）学会における口頭発表件数</li> <li>・各種セミナー、学会関連活動などへの協力やサポート回数</li> <li>・論文掲載誌のインパクトファクター</li> </ul> </li> <li>● ⑤として、人材育成に関する評価軸が設定されていることは適切である。なお、定性的観点として、「高い見地から支援できる人材を輩出する」部分については、「高い見地」に関して共通認識があるとよいと考える。</li> <li>● ⑤について、規制機関等のみならず、大学・研究機関との連携についても注力していくことが望まし</li> </ul>

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	御意見の取りまとめ
	④技術的支援及びそのための安全研究が原子力安全規制に関する技術的課題や国内外の要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか	<p>タリング指標)</p> <p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況(評価指標)</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創出した安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数(評価指標)</li> <li>・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数(評価指標)</li> <li>・原子力施設等の事故・故障の原因究明及びこれの原子力安全規制行政への反映に係る支援件数(評価指標)</li> </ul>	い。
	⑤人材育成のため	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の原子</li> </ul>	

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	御意見の取りまとめ
	の取組が十分であるか	<p>力安全規制行政を高い見地から支援できる人材を輩出することを目的とした計画的な人材育成への取組状況（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制機関等の人材の受入れ・育成状況（評価指標）</li> <li>・規制機関等への人材の派遣状況（評価指標）</li> </ul>	
(2) 原子力防災等に対する技術的支援	⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合し、対策の強化に貢献しているか、また、原子力災害時における緊急時	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害時における人的・技術的支援状況（評価指標）</li> <li>・我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況（評価指標）</li> <li>・原子力防災分野における国際貢献状況（評価指標）</li> <li>・原子力災害へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急モニタリングの体制の強化と維持が適切に記載されている。</li> </ul>

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	御意見の取りまとめ
	モニタリング等の技術力の向上と必要な体制強化・維持に取り組んでいるか	<p>の支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況（評価指標）</p> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数（評価指標）</li> <li>・ 国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数（モニタリング指標）</li> <li>・ 国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数（モニタリング指標）</li> </ul>	

原子力規制委員会国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会への意見聴取結果を踏まえた修正点

修正後			修正前		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進			7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進		
<p>機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以下の業務を進める。</p>	①組織を区分し、実効性、中立性及び透明性を確保した業務ができていますか。	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制支援業務の実施体制（評価指標）</li> <li>審議会における審議状況、答申の業務への反映状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値（モニタリング指標）</li> </ul>	<p>機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以下の業務を進める。</p>	①組織を区分し、実効性、中立性及び透明性を確保した業務ができていますか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制支援業務の実施体制（評価指標）</li> <li>審議会における審議状況、答申の業務への反映状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値（モニタリング指標）</li> </ul>
	②安全を最優先とした取組を行っているか。	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況（評価指標）</li> <li>安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況（評価指標）</li> <li>トラブル発生時の復旧までの対応状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的災害、事故・トラブル等発生件数（モニタリング指標）</li> </ul>		②安全を最優先とした取組を行っているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況（評価指標）</li> <li>安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況（評価指標）</li> <li>トラブル発生時の復旧までの対応状況（評価指標）</li> </ul> <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的災害、事故・トラブル等発生件数（モニタリング指標）</li> </ul>
<p>(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのため安全研究</p> <p>原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。</p> <p>そのため、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、原子力規制</p>	③安全研究の成果が、国内外の最新知見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか。	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際水準に照らした安全研究成果の創出状況（実験データの取得・活用、解析コードの開発・改良等）（評価指標）</li> <li>国内外への安全研究成果の発信状況（評価指標）</li> </ul>	<p>(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのため安全研究</p> <p>原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。</p> <p>このため、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、原子力規制</p>	③安全研究の成果が、国内外の最新知見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際水準に照らした安全研究成果の創出状況（実験データの取得・活用、解析コードの開発・改良等）（評価指標）</li> <li>国内外への安全研究成果の発信状況（評価指標）</li> </ul>



修正後			修正前		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進			7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進		
委員会からの技術的課題の提示、技術支援の要請等を受けて、原子力の安全の確保に関する事項（国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関する事項を含む。）について安全研究を行うとともに、同委員会の規制基準類の整備等を支援する。 また、同委員会の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。さらに、原子力規制委員会を支援できる高い見識を有する人材の育成を目的とした体制を構築し、強化する。	④技術的支援及びそのため安全研究が原子力安全規制に関する技術的課題や国内外の要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか。	<b>【定量的観点】</b> ・論文公表数（ <u>掲載誌のインパクトファクターを併記</u> ）、報告書数、表彰数、招待講演数等（モニタリング指標）	委員会からの技術的課題の提示、技術支援の要請等を受けて、原子力の安全の確保に関する事項（国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関する事項を含む。）について安全研究を行うとともに、同委員会の規制基準類の整備等を支援する。 また、同委員会の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。 さらに、原子力規制委員会を支援できる高い見識を有する人材の育成を目的とした体制を構築し、強化する。	<b>【定量的観点】</b> ・論文公表数、報告書数、表彰数、招待講演数等（モニタリング指標）	
		<b>【定性的観点】</b> ・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況（評価指標）  <b>【定量的観点】</b> ・安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数（評価指標） ・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数（評価指標） ・国際機関や国際協力研究への人的・技術的貢献（人数・回数）（モニタリング指標）			<b>【定性的観点】</b> ・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況（評価指標）  <b>【定量的観点】</b> ・安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数（評価指標） ・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数（評価指標） ・国際機関や国際協力研究への人的・技術的貢献（人数・回数）（モニタリング指標）
	⑤人材育成のための取組が十分であるか。	<b>【定性的観点】</b> ・我が国の原子力安全規制行政を高い見地から支援できる人材を輩出することを目的とした計画的な人材育成への取組状況（評価指標） ・規制機関等の人材の受入れ・育成状況（評価指標） ・規制機関等への人材の派遣状況（評価指標） ・ <u>大学、研究機関、学会等との連携による人材育成への取組状況（評価指標）</u>	⑤人材育成のための取組が十分であるか	<b>【定性的観点】</b> ・我が国の原子力安全規制行政を高い見地から支援できる人材を輩出することを目的とした計画的な人材育成への取組状況（評価指標） ・規制機関等の人材の受入れ・育成状況（評価指標） ・規制機関等への人材の派遣状況（評価指標）	

修正後			修正前		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進			7. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進		
		<p><b>【定量的観点】</b></p> <p>・若手研究者による論文公表数（掲載誌のインパクトファクターを併記）、国内/国際学会での発表件数、表彰数等（モニタリング指標）</p>			
<p>(2) 原子力防災等に対する技術的支援</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時における人的・技術的支援を行う。また、関係行政機関及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。特に、緊急時モニタリングに係る技術開発、研修、訓練、モニタリング情報共有・公開システムの運用及び高度化並びに線量評価等の研究開発を行う。そのため、原子力緊急時支援・研修センターに中核人材を配置し、体制を強化する。</p>	<p>⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合し、対策の強化に貢献しているか、また、原子力災害時における緊急時モニタリング等の技術力の向上と必要な体制強化・維持に取り組んでいるか。</p>	<p><b>【定性的観点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害時等における人的・技術的支援状況（評価指標）</li> <li>我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況（評価指標）</li> <li>原子力防災分野における国際貢献状況（評価指標）</li> <li>原子力災害への支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況（評価指標）</li> </ul> <p><b>【定量的観点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数（評価指標）</li> <li>国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数（モニタリング指標）</li> <li>国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数（モニタリング指標）</li> </ul>	<p>(2) 原子力防災等に対する技術的支援</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時における人的・技術的支援を行う。</p> <p>また、関係行政機関及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。特に、緊急時モニタリングに係る技術開発、研修、訓練、モニタリング情報共有・公開システムの運用及び高度化並びに線量評価等の研究開発を行う。</p> <p>このため、原子力緊急時支援・研修センター（NEAT）に中核人材を配置し、体制を強化する。</p>	<p>⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合し、対策の強化に貢献しているか、また、原子力災害時における緊急時モニタリング等の技術力の向上と必要な体制強化・維持に取り組んでいるか</p>	<p><b>【定性的観点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害時等における人的・技術的支援状況（評価指標）</li> <li>我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況（評価指標）</li> <li>原子力防災分野における国際貢献状況（評価指標）</li> <li>原子力災害への支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況（評価指標）</li> </ul> <p><b>【定量的観点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数（評価指標）</li> <li>国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数（モニタリング指標）</li> <li>国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数（モニタリング指標）</li> </ul>